

潮来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画（第9期）

概要版

令和6年度～令和8年度



潮来市



計画策定の趣旨

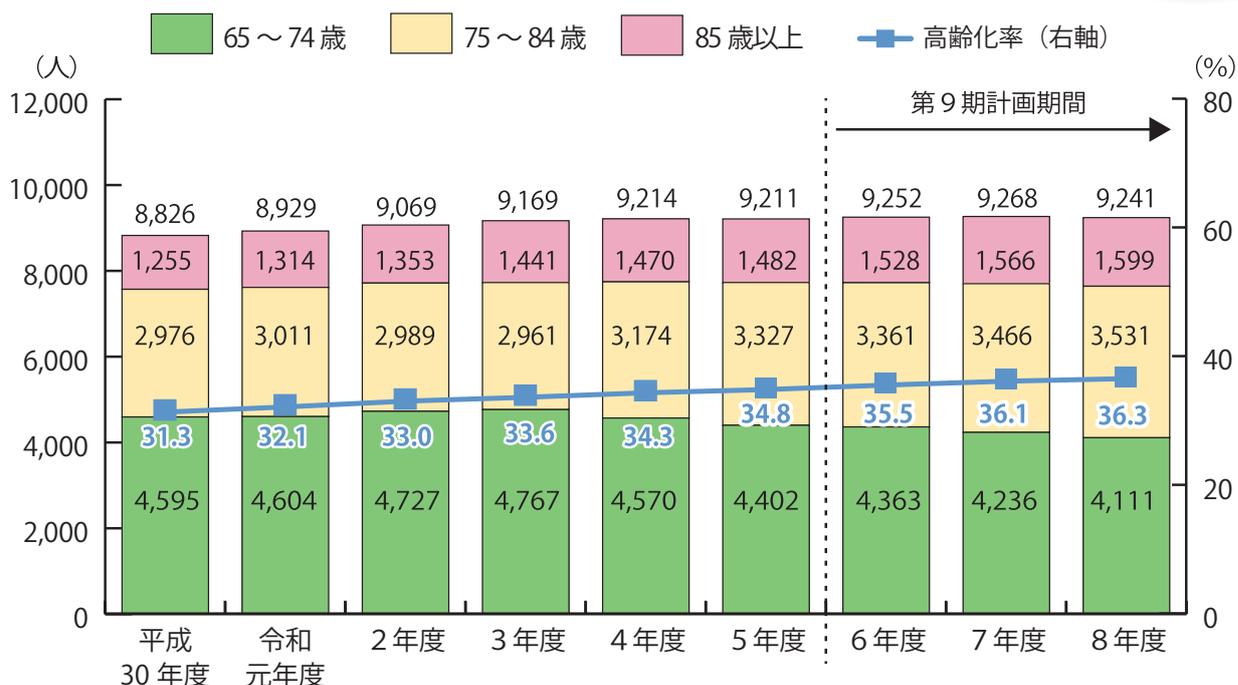
本市では生産年齢人口が減少する中で、要介護認定率が急激に高まる85歳以上の割合が増加し、これまで以上に医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれています。そのため、早期からの介護予防の取組とともに在宅生活が可能な介護サービス基盤を充実していく必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう認知症施策を推進するとともに「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでいくことが重要です。

高齢化の進行

65歳以上の人口は、平成30年度に8,826人（高齢化率31.3%）でしたが、令和5年度には9,211人（高齢化率34.8%）に増加しています。

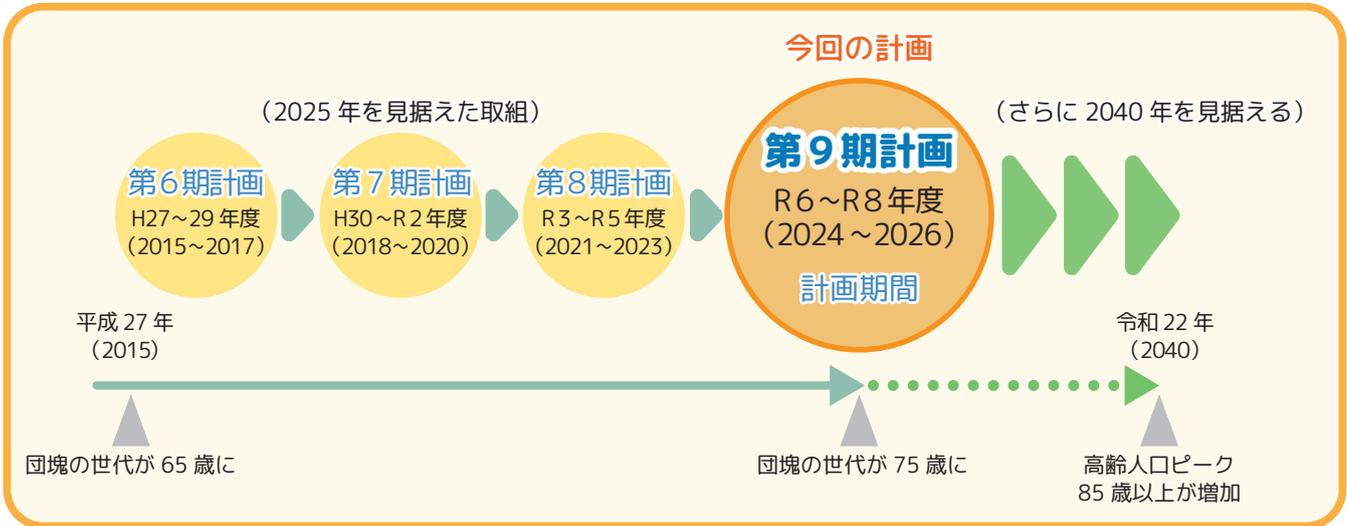
高齢化が進行しています



資料：常住人口調査（10月1日現在）
令和6年度以降は地域包括ケア「見える化」システム

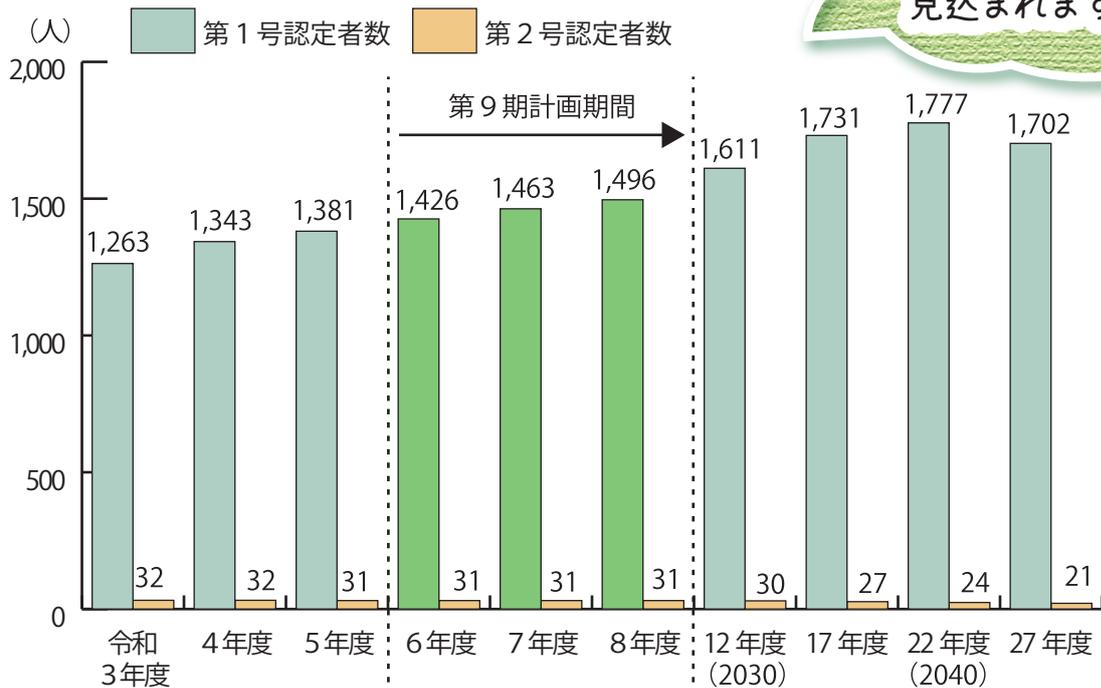
計画の期間

第9期計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年です。介護サービス需要がさらに増加・多様化することが見込まれる令和22(2040)年を見据えて計画していきます。



要介護(支援)認定者の増加

要介護(要支援)認定者数の実績等を踏まえて推計したところ、第9期計画期間における第1号認定者数は、令和6年度に1,426人、令和7年度に1,463人、令和8年度に1,496人と増加が見込まれています。



認定者数の増加が見込まれます

注) 第1号認定者は65歳以上、第2号認定者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者
資料: 地域包括ケア「見える化」システム

基本理念



高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け引き続き推進していきます。

第9期計画においては、地域福祉の推進と合わせて地域共生社会の実現を目指し、高齢者がいきいきと活動的に暮らし、また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の実現に取り組んでいきます。

第9期計画のポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ② 在宅サービスの充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ③ 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組の強化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

地域密着型介護保険サービス等を充実させていきます

地域の見守り体制や在宅福祉事業を充実させていきます

早期からの介護予防や認知症予防に取り組んでいきます

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

在宅医療・介護連携を推進します

- 1 在宅医療と介護の提供体制の充実
- 2 高齢者の在宅生活を支える人材(財)の育成・確保
- 3 多様で柔軟な介護サービスの提供

認知症施策を推進します

- 1 認知症の地域支援やケア向上の充実
- 2 認知症初期集中支援チームの活動の充実
- 3 認知症に対する地域のネットワークの推進

生活支援サービス・介護予防事業を充実します

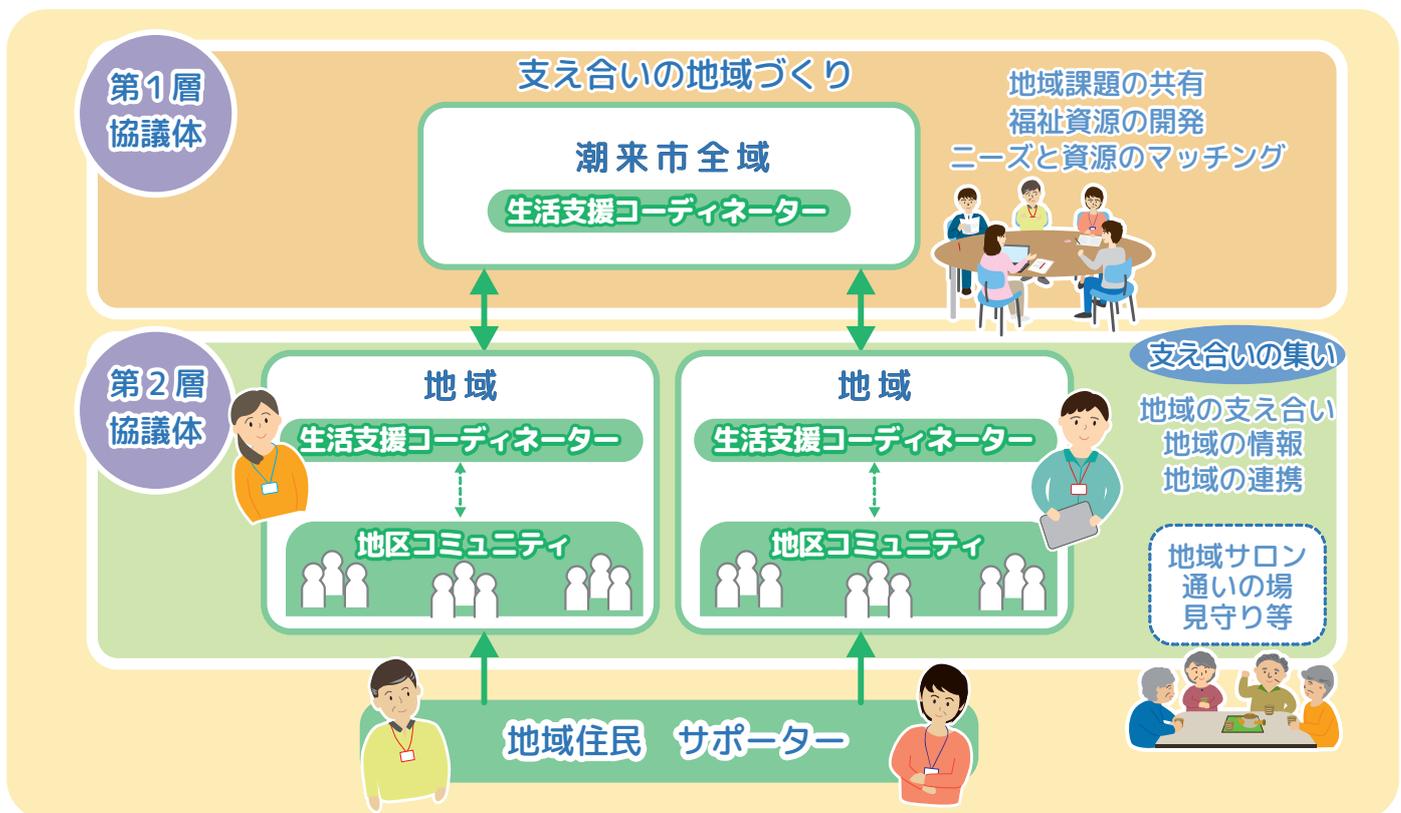
- 1 生活支援体制整備の構築
- 2 地域活動と連携した介護予防事業の充実
- 3 高齢者の生活を支える多様な地域組織の育成

安心して暮らせる地域共生社会を推進します

- 1 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
- 2 高齢者が安心して暮らせる地域共生社会

生活支援体制整備事業のイメージ図

本市にふさわしい生活支援サービスや介護予防の取組が進められるよう生活支援体制整備を図っていきます。



取組指標

生活支援体制整備事業の第2層協議体 会議回数（準備会議を含む）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12回	18回	24回

施策の展開

基本目標 1

健康づくり・介護予防の推進

高齢者の健康づくりや社会参加を推進するとともに、保健事業と介護予防事業が一体となって多様な介護予防事業を提供していけるよう取り組んでいきます。

1-1 高齢者の健康づくりや社会参加を進めよう

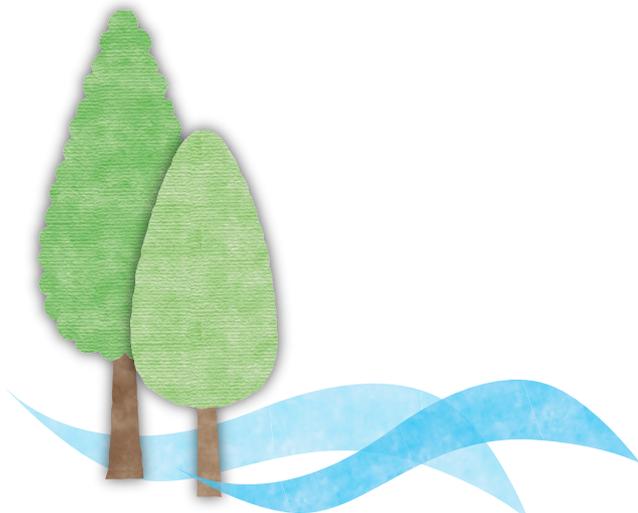
- (1) 健康づくり活動を推進します
- (2) 交流機会を推進します
- (3) 就労機会を創出します

1-2 保健事業と介護予防事業を一体的に進めよう

- (1) 保健事業を充実します
- (2) 介護予防事業を推進します

目指す姿

健康づくりや介護予防の取組が充実し、高齢者が生きがいをもって、元気にいきいきと暮らしています。



基本目標 2

安心して暮らせるサービス基盤の確保

住み慣れた地域で支援やサービスを受けて安心して暮らせるよう、介護保険サービス基盤の確保や介護サービスの質の向上、生活支援サービスの充実に努めていきます。

2-1 介護サービス基盤を充実しよう

- (1) 居宅サービスを充実します
(介護保険サービス)
- (2) 地域密着型サービスを充実します
(介護保険サービス)
- (3) 施設サービスを充実します
(介護保険サービス)
- (4) 低所得者への配慮を推進します

2-2 介護サービス提供体制を充実しよう

- (1) 情報提供・相談体制を充実します
- (2) 介護給付等の適正化を推進します
- (3) 介護保険サービス等の苦情処理体制を推進します
- (4) 指導・助言及び支援・評価体制を充実します

2-3 生活支援サービスを充実しよう

- (1) 在宅生活支援サービスを充実します
- (2) 家族介護支援サービスを充実します

目指す姿

在宅生活を支える生活支援サービスが充実し、質の高い介護保険サービスが提供されることで、高齢者が安心して暮らしています。

基本目標 3

尊厳のある暮らしの形成

認知症高齢者ができる限り自分らしく暮らし続けられるよう、認知症施策を充実していきます。また、関係機関と連携した高齢者虐待防止対策を推進します。

3-1 認知症高齢者の支援を充実しよう

- (1) 認知症施策を推進します
- (2) 認知症予防を推進します
- (3) 権利擁護を促進します

3-2 高齢者虐待防止対策を充実しよう

- (1) 高齢者虐待防止体制を整備します
- (2) 高齢者虐待防止に関する普及啓発を推進します

目指す姿

認知症高齢者やその家族に対する支援が充実し、認知症に対する地域の理解が深まることで、高齢者が尊厳をもって自分らしく暮らしています。

基本目標 4

笑顔で暮らせる福祉のまちづくり

誰もが安心して笑顔で暮らせる地域共生社会の実現を目指し、地域全体で温かく高齢者を見守っていく福祉のまちづくりを推進します。

4-1 地域包括ケア体制を充実しよう

- (1) 地域包括支援センター等の運営を充実します
- (2) 地域包括ケアを推進します

4-2 福祉のまちづくりを進めよう

- (1) 地域福祉活動を推進します
- (2) 災害時や緊急時の支援体制を確立します
- (3) 高齢者の住まいを確保します
- (4) 福祉のまちづくりを推進します

目指す姿

地域住民の見守り活動や支え合いによる福祉が充実することで、高齢者が住み慣れた地域において笑顔で暮らしています。

計画の点検・評価

指標 1

「地域包括支援センター」の認知度を上げる

令和5年度
(現状)

64.7%

令和8年度
(目標)

70.0%

指標 2

「成年後見制度」の認知度を上げる

44.1%

50.0%

指標 3

介護保険サービス利用者の満足度を上げる

66.7%

70.0%

(「潮来市高齢者等実態調査」に基づく)

第1号被保険者保険料（第9期）

第1号被保険者は、保険料収入に必要な額を所得階層ごとの負担割合に応じてご負担いただくという考え方で介護保険料を算定しています。



市町村 民税	保険料段階	基準額に対する 負担割合	年額	月額
世帯全員非課税	第1段階 ・年金収入等 80 万円以下	基準額 × 0.455 (0.285)	27,020 円 (16,920)	2,252 円 (1,410)
	第2段階 ・年金収入等 80 万円超 120 万円以下	基準額 × 0.685 (0.485)	40,680 円 (28,800)	3,390 円 (2,400)
	第3段階 ・年金収入等 120 万円超	基準額 × 0.690 (0.685)	40,980 円 (40,680)	3,415 円 (3,390)
(世帯課税者あり) 本人非課税	第4段階 ・年金収入等 80 万円以下	基準額 × 0.90	53,460 円	4,455 円
	第5段階（基準額） ・年金収入等 80 万円超	基準額 × 1.00	59,400 円	4,950 円
本人課税	第6段階 ・合計所得 120 万円未満	基準額 × 1.20	71,280 円	5,940 円
	第7段階 ・合計所得 120 万円以上 210 万円未満	基準額 × 1.30	77,220 円	6,435 円
	第8段階 ・合計所得 210 万円以上 320 万円未満	基準額 × 1.50	89,100 円	7,425 円
	第9段階 ・合計所得 320 万円以上 420 万円未満	基準額 × 1.70	100,980 円	8,415 円
	第10段階 ・合計所得 420 万円以上 520 万円未満	基準額 × 1.90	112,860 円	9,405 円
	第11段階 ・合計所得 520 万円以上 620 万円未満	基準額 × 2.10	124,740 円	10,395 円
	第12段階 ・合計所得 620 万円以上 720 万円未満	基準額 × 2.30	136,620 円	11,385 円
第13段階 ・合計所得 720 万円以上	基準額 × 2.40	142,560 円	11,880 円	

注1) 保険料収納率 96%。準備基金取崩額 2 億 7,200 万円を想定

注2) 世帯全員非課税世帯の () 内は、公費軽減後の額